

安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 27 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例

安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例(平成 16 年条例第 197 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
本則 (略)	本則 (略)
別表第 1(第 2 条関係) (1) グラウンド	別表第 1(第 2 条関係) (1) グラウンド

名称	位置	管理を行う者
(略)		
安芸高田市美土里総合運動公園	安芸高田市美土里町本郷 14535 番地 2	市長
(略)		
安芸高田市甲田甲立多目的広場	安芸高田市甲田町上甲立 293 番地	市長
(略)		

(2) 体育館

名称	位置	管理を行う者
旧小田小学校体育館	安芸高田市甲田町上小原 2017 番地	市長
旧郷野小学校体育館	安芸高田市吉田町桂 234	市長
旧来原小学校体育館	安芸高田市高宮町原田 3375 番地	市長

(3) 附属施設

名称	位置	管理を行う者
安芸高田市美土里総合運動公園附属施設	安芸高田市美土里町本郷 14535 番地 2	市長

別表第 2(第 3 条関係)

名称	位置	管理を行う者
(略)		
安芸高田市美土里総合運動公園	安芸高田市美土里町本郷 4535 番地 2	市長
安芸高田市美土里北生コミュニティスポーツ広場	安芸高田市美土里町生田 2968 番地	市長
(略)		
安芸高田市甲田甲立多目的広場	安芸高田市甲田町上甲立 293 番地	市長
旧小田東小学校グラウンド	安芸高田市甲田町高田原 896 番地	市長
(略)		

(2) 体育館

名称	位置	管理を行う者
旧刈田小学校体育館	安芸高田市八千代町勝田 1651 番地	市長
安芸高田市美土里体育センター	安芸高田市美土里町生田 2968 番地	市長
旧小田小学校体育館	安芸高田市甲田町上小原 2017 番地	市長
旧小田東小学校体育館	安芸高田市甲田町高田原 896 番地	市長
旧郷野小学校体育館	安芸高田市吉田町桂 234	市長
旧来原小学校体育館	安芸高田市高宮町原田 3375 番地	市長

(3) 附属施設

名称	位置	管理を行う者
安芸高田市美土里総合運動公園附属施設	安芸高田市美土里町本郷 4535 番地 2	市長

別表第 2(第 3 条関係)

(1) グラウンド

名称	休日
(略)	
安芸高田市美土里総合運動公園	
(略)	
安芸高田市甲田甲立多目的広場	
(略)	
(略)	

(2) 体育館

名称	休日
旧小田小学校体育館	(1) 毎週月曜日(月曜日が国民の休日に 当る場合にはその翌日) (2) 12月29日から翌年の1月3日まで
旧郷野小学校体育館	
旧来原小学校体育館	

(3) 附属施設

(表は省略)

別表第3(第10条関係)

(1) グラウンド

1時間当り

施設名	グラウンド利用料金	照明設備利用料金
(略)		
安芸高田市美土里総合運動公園	250円	1,000円

(1) グラウンド

名称	休日
(略)	
安芸高田市美土里総合運動公園	
安芸高田市美土里北生コミュニティ スポーツ広場	
(略)	
安芸高田市甲田甲立多目的広場	
旧小田東小学校グラウンド	
(略)	

(2) 体育館

名称	休日
旧刈田小学校体育館	(1) 毎週月曜日(月曜日が国民の休日に 当る場合にはその翌日) (2) 12月29日から翌年の1月3日まで
安芸高田市美土里体育センター	
旧小田小学校体育館	
旧小田東小学校体育館	
旧郷野小学校体育館	
旧来原小学校体育館	
旧来原小学校体育館	

(3) 附属施設

(表は省略)

別表第3(第10条関係)

(1) グラウンド

1時間当り

施設名	グラウンド利用料金	照明設備利用料金
(略)		
安芸高田市美土里総合運動公園	250円	1,000円
安芸高田市美土里北生コミュニ	150円	500円

(略)			テイスports広場		
安芸高田市甲田甲立多目的広場	250 円	1,000 円	(略)		
(略)			安芸高田市甲田甲立多目的広場	250 円	1,000 円
1 から 3 まで (略)			旧小田東小学校グラウンド	150 円	二
(2) 体育館	(表は省略)		(略)		
(3) テニスコート	(表は省略)		1 から 3 まで (略)		
(4) 附属施設	(表は省略)		(2) 体育館	(表は省略)	
			(3) テニスコート	(表は省略)	
			(4) 附属施設	(表は省略)	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の条例の規定により課した、又は課すべきであった利用料金の取扱いについては、なお従前の例による。